

厚生委員會議錄第十八号

昭和二十五年三月二十七日(月曜日)

午後一時四十二分開議

出席委員

委員長代理理事 青柳 一郎君

理事 大石 武一君 理事 中川 俊思君

理事 岡 良一君 理事 刈田アサノ君

今泉 貞雄君 高橋 等君

田中 元君 幡谷仙次郎君

堤 ツルヨ君 渡部 義通君

出席國務大臣

厚生大臣 林 譲治君

出席政府委員

地方自治 小野 哲君

政務次官 木村忠二郎君

厚生事務官 (社会局長)

委員外の出席者

労働事務官 龜井 光君

(職業安定局長)

委員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

三月二十七日

委員金澤孝君辭任につき、その補欠

として大森玉木君が議長の名で委

員に選任された。

本日(の)會議に付した事件

生活保護法案(内閣提出第一一六

号)

○青柳委員長代理 これより會議を開

きます。

生活保護法案を議題といたしまし

て、前會に引続き通告順により質疑を

第一類第八号 厚生委員會議錄第十八号 昭和二十五年三月二十七日

許すことにいたします。岡委員
○岡(良)委員 珍しく大臣が御出席で
ございまして、この機会に政府の御
所見を質したいと思ひます。

私は日本社会党の立場から、あらか
じめこの法案の改正に關連いたしまし
て、まず第一條にうたわれている「日
本國憲法第二十五條に規定する理念に
基き」というこの點に關して、第
二點は、その他の憲法の各條章との
二十五條、あるいは生活保護法運営上
の關連的な調整の問題について、第三
點は、今日國民がひとしく待望してい
るところの社会保障制度そのものの
關連、この三つの角度から、いささか
原則論的な抽象論にはなりますが、け
れども、本法の將來の運営及び發展のた
めに念を押しておきたいと思ひのであ
ります。そこでいよいよ本法におきま
しては、生活に困窮するすべての國民
に對しまして、最低限度の生活を保障
する、そしてその自立を助長するこ
とを目的とし、かつまたその最低限度
の生活は、健康で文化的な生活水準を
維持することができるとでなければなら
ないという規定になつておりまし
て、いわば從來の救濟的な性格から大
きく發展いたしまして、生活権を國が
保障するといふ建前に立つておるので
ありますが、この點について、現在の
自由党の内閣の施策を拜見いたしてお
りますと、定員法の実施であるとか
あるいは企業整備、首切りの執行であ
るとか、あるいは國鉄裁定も拒否さ
れ、また賃金ベース改訂も拒否してお

られる。農村に對しては低米価を押し
つけ、あるいは膨大な食糧輸入を遂行
されることによつて、農業政策は現在
右往左往しておる。あるいは中央地方
を通じては、現在の税制改革も決
して國民の税負担の軽減になつておら
ないといふふうな事実を見ておるので
あります。そういういたしますと政府とし
ては、はたしてこの條文にうたわれて
いるところの生活権そのものをほんと
うに保障するといふ明確な決意、信念
があるかどうかという點について、私
はきわめて疑ひなきを得ないのであり
まして、そういう點について、政府は
ほんとうに二十五條に規定されている
ところの國民の最低の生活権を守り抜
くといふ決意があるかどうか。また現
在これまでの施策との間における二律
背反の點について、われわれの納得の
行きかゝる點について政府の御見解を
伺いたいと思ひます。

○林國務大臣 お答えいたします。た
だいまいろいろお話があつたわけだ
けけれども、現内閣におきましては、こ
の保護法に基くところの憲法の條章
は、どこまでも実行いたして行きたい
と考えております。

○岡(良)委員 きわめて簡單なお答え
であります。問題は、今までの施策
と、生活権の保障といふこの改正案に
盛られた精神といふものとの間には、
私どもとしては大きな矛盾が指摘され
得るのでございまして、そういう點に
ついていささしく御親切な御答弁を願
ひたいと思ひます。

○林國務大臣 あなた方の御見解から
するならば、この内閣はそういう問題
について、きわめて不親切なもののよ
うに考えられるかもしれませんが、私
どももいたしましては、そういう點に
つきましては、決して怠らないでや
つて行きたいといふように考えておりま
す。

○岡(良)委員 健康で文化的な生活水
準ということが憲法にも規定され、こ
の法案にもうたわれておりますが、健
康で文化的な生活水準といふのは、具
体的にどういふことなのでございま
す。もつと具体的な政府の御見解
を承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 健康で文化的な
生活水準といふものは、どの程度のも
のであるかといふことにつきまして
は、そのとき々の社会情勢によつて
違ふのでございまして、現在のように
國家全体が非常な窮乏の状態にあり
まして、國民全体の生活程度が非常に低
いといふ場合におきましては、最低の
生活水準といふものは、きわめて不
足なものと相なるのであります。特に
健康を維持するといふことにつきま
しては、その人の生活を維持するに必要
な最低のカロリーをとるというものが、
限界点の最低の生活水準といふことに
なります。疾病治療につきましては
も、その社会の段階における最低の医
療といふものが、この生活水準の最低
限度になるわけでありまして、また文化
情勢によつて異なるといふふうに考

○岡(良)委員 木村局長の御意見は、
私どもも了解いたしておりますが、そ
のとき々によつて異なるといふ御答
では、実は満足できないのでござい
ますが、御趣旨はこういふことではな
いでしょうか。要するに健康である
といふことは、あつちき得る肉体的な
動力と申しましようか、再生産の肉
体的な力を確保する。同時にまた人間
は、一塊の肉體ではなく、精神的な
創造なり、人間的な精神の面の成長も
遂げて行かなければならぬといふ面も
、文化的なという表現で現わすと、結局
精神的にも、また肉体的にも、あつち
生産なり創造なりが得る可能性の
最低限度という趣旨なのでございま
す。

○木村(忠)政府委員 健康的だとい
う點においては、お説の通りであると思
つております。文化の面においてはど
の程度になるかといふことにつきま
しては、あくまでもそのときの社会情
勢といふものに強く作用されることは、
やむを得ないのではないかとと思つて
おります。

○岡(良)委員 この點は保護局長が統
計的によくお調べでございまして、現
在の第十一改訂による生活扶助費の
支給では、エンゲル係数はどのくらい
になつておりますか。

○木村(忠)政府委員 約八二ぐらいに
相なつております。

○岡(良)委員 大体人間の文化的な最
低水準といふものは、エンゲル係数が

第一類第八号 厚生委員會議錄第十八号 昭和二十五年三月二十七日

八一、二というところで、その保障が與えられるのでしようか。

○木村(忠)政府委員 勤労者の全般のエンゲル係数が六五ぐらいになつております。現在のその六五という数字から見ますれば、八一というのがはたして適當であるかどうかということにつきましても、若干問題があると思ひます。けれども、普通考えられておるような程度のもので最低の水準に見るということはおそらく困難ではないかと思つております。

○岡(良)委員 次に大臣にお尋ねしたいのでありますが、憲法の二十九條に、財産権はこれを侵してはならない、公共の用に供せられたる場合には、正当な補償がなされなければならぬ。という規定がありまして、結局私有財産の神聖、不可侵というものが明らかに規定されておるわけでありまして、そこで私どもの考え方から申しますと、これは結局日本の資本主義の大きな原理の一つでありまして、この原理に基いて資本主義秩序というものが発展することになれば、結局これはこの生活保護の基本問題にも述べられておりますように、必然の結果として私利私欲の自由な追求をやる結果、盲目的自由競争の結果といつてしましても、結局恐慌が起り、大量失業や破産というふうな傾向が起つて来る。それが結局生活の窮乏というものを著しく急速に増大するという結果になることは當然であります。そこでそういうふうな建前の政策を現在自由党は維持しておられるのであります。が、そういたしますと、實際生活に困窮を起すところの基本的な原因といふものについては目をおおつて、その

結果として現われたところの生活の困窮に対してのみ手を打つということになりまして、この点についても、私どもとしては何か筋の通らない矛盾を感じるものであります。大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○林國猪大臣 ただいま岡委員からのお話でありますけれども、私どもはそこまでは考えておらぬのであります。今の政策をもつてして行きましたならば、今日の場合ですと、若干失業業者のできることはよんどころないと思ひますが、なおその窮乏した者に対しての生活保護法でありまして、今の政策によつて、ことさらに保護すべき人がよけいできるものとは、私どもの方では考えておりません。なお失業業者のできましての場合においては、これは幾たびか議會などでも問題になつてはいるわけですが、この点については十分失業業者に対する救済の道を講ずるという方向に進んでおるわけですから、その点については岡委員と幾らか意見を異にするかも知れませんが、私どもはこれが今の資本主義だと何と申すか、この点によつて、多くの生活保護を要すべき人が出るとは考えておりません。

○岡(良)委員 見解が異なるとおっしゃればそれまでですが、それではたとへば憲法の第二十七條には、「すべて国民は、勤勞の權利を有し、義務を負ふ」ということが規定されておりますが、今大臣からも、失業問題が起れば、そのとき／＼に應じて善処するといふお答えがありました。が、私どもはこの生活困窮の一番大きな原因は失業だろふと思つておられます。なるほど私どものいただきました資料について見ますと、直接失業を原因として被保

護者の立場に立つておられる方は、パーセントとしては一・八という数字であります。しかし四八％を占めてゐる母子家庭といふものも、結局働く意思を持ち、働く手足を持ち、ただ養わなければならぬ子供を持つてゐるという事情のために、働く場所がないといふことから、大きく被保護者の対象となつておるわけでありまして、そういうわけで、この勤勞の權利、要するに國民が働けることを與えてやるという施策が、同時に並行的に強力に推し進められなくては、この生活保護法といふものは、先ほども申しましたように、そうした政策の矛盾から生れて来る結果をあと始末するというふうなことになつて、生活権を保障するといふことよりも、むしろあと始末をし

て歩くといふことで、困窮そのものの原因について、何ら適當な根本的な解決が講ぜられないという結果になるのであります。が、そういう点につきまして、実は労働省の方に御出席を願つて、関連してお尋ねしたいと思つておりまして、お見えになつておられますので、今地方自治庁の方がおられるのでありますから、少し問題が飛躍いたしますが、社会局長にお尋ねをいたします。

先般の委員会でもお尋ねをいたしましたのであります。が、いわゆるボーダー・ラインの人々についてであります。この二條では無差別平等に生活の保障を受けることができるということになつておられますが、しかしボーダー・ラインの人々、いわば一ぺん事故が起ればもう生活保護法の対象にならなければならぬといふすれ／＼のところにいる方々が、相当数あるのではなからう

かと私も思つておられますが、その後社会局等におきまして、御調査なり、もちろん確實な数字でなくとも、一応の御推定でもあつたら、その数字をお漏らし願ひたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 ボーダー・ラインの人々という抽象的な概念は、十分わかるのでございますが、どの程度までがボーダー・ラインであるかという点になつてきますと、これは線の引き方でもな／＼むずかしいわけでありまして、從來の考え方からいいますれば、相当長期の疾病等がありまして、ただちに生活困難に陥るといふ程度のものであります。大体普通の要保護者の数の二倍くらいのものでありますが、現在の事情から申しますれば、先ほど申しましたように、現在の勤勞者階級のエンゲル係数が、大体六〇幾らということになつておりますから、そういう状態でありましたれば、それよりも相當高い程度にこれが引かれるといふことになるのではないかと。つまり國民の中できちんと考へられる者が、さういふ程度のもので考へられてさしつかへないのではないかと考へます。

○岡(良)委員 そこでこれも先ほど来くりかへして申しましたように、せつかく生活保護法ができてから、一朝事あるときにはただちに生活保護法の対象にならなければならぬといふ人たちに對する適切な施策を講ずることなくしては、ほんとうの意味において生活権を確保し、いわんや無差別平等というふうな高い意識を掲げての生活保護にはならないといふふうに私も考へるのであります。が、政府としては、こうしたボーダー・ラインにいる

人々に對して、何らかこういうふうにして生活を保障すべきであるといふうな手を打つてあるかどうか、また將來において何らかの構想があるかどうかをこの機会に承りたい。

○木村(忠)政府委員 ボーダー・ラインにある者に対する施策として、生活に困難を來す主要なる原因といふものを取除かなければならないといふふうに考へるものであります。このためには、經濟保護的な各種の施策を講じなければならぬのであります。そのためにわれ／＼としましては、消費生活協同組合等によりまして、消費生活という面につきましての合理化並びに適正化ということにつきまして、これの助長をはかつておるような次第であります。なおその他緊急の生活資金を得る必要のあります者に、つぎまして、公益質屋といふものを拡充する必要があると考へておりました。これらの資金の拡充という面につきまして、相當の力をいたしておるのであります。明年度におきまして、この点につきましては相當のわくを設けまして、その方面に必要な資金が流れるように努力いたしておるような次第であります。

○岡(良)委員 今おつしやつた公益質屋は、私どもが入手しました資料で見ますと、急激に運用を停止しつつあるような状況になつておりますが、何か具体的に事実がありましたら、お示し願ひたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 ただいまその数字を持ち合せておりませんが、大都市においては逐次公益質屋は復活しつつあります。特に更生資金を必要とするような、都市方面におきましてこ

ろの公益質屋につきましては、質屋そのものの開設と同時に、公益資金の拡充というものをかりまして、開設いたした店舗の数も、従来よりは逐次ふえておりますし、またその資金等も逐次増大しつつある実情であります。

○岡(農)委員 私どもの聞いておりますところは、数字は実は持ち合せておりませんが、公益質屋は最近ややまた復興の傾向にあるようであります。が、しかし、戦争中雇用の場所が豊富に恵まれた関係もあるかもしれませんが、一時は非常に減つた。しかしその減つたおもなる原因としては、地方起債の順位において、これが非常に低いところに置かれておる、そのために公益質屋が運転資金に窮し、余儀なく門戸を閉ざすという形になつておると聞いておりますが、地方起債の順位はどういうふうに取り扱われているのであります。

○木村(忠)政府委員 本年度並びに明年度におきましては、都市における公益質屋に對します融資については、相当高い順位にとりかはられておるが、必要金額の相当程度のもので、これによつて満たされておる状況になつております。

○岡(農)委員 実際の金額はわかりませんが、

○木村(忠)政府委員 明年度におきまして、大体一億程度というふうになつております。

○岡(農)委員 地方の中都市の実例であります。昨年の九月、起債がかなわないために、わずかに二百万円の資金をもつて、一時閉鎖をしておりました公益質屋を、市民金庫のもとに復活いたしましたところが、その利用が非常

に盛んでありまして、三月を経て、もう資金が十六万五千円しかないという状況にあるのであります。この状況は、先般私どもが近畿地方に出張いたしましたときにも、やはり大阪府方面等において、この公益質屋の運轉資金の豊富に供給が非常に強く要求されておつたような次第であります。

そこでお伺いいたしますが、先般来厚生年金保険の論議の際にも、百八十一億からの労働者の零細な積立金を、預金部資金の方へ預け入れてある。これが地方債の償還とか、国債の償還とか、地方財政の前借りに振り込まれておるようでありまして、こういうような事実を考へますときに、あの際は、われ／＼も興業の諸君もひとしく、こういう労働者の零細な積立金は、あくまでも労働者の福祉のために活用してもらいたいというのを強く希望いたして、本法案の改正には賛成した次第でありまして、そういうような経過もありまして、地方自治庁にいたしましては、特に公益質屋の起債については、そういう事情を考へられ、要するに預金部資金の約一〇％以上を占めておるものが労働者の積立金、掛金であるというふうな観点を十分に御考慮願つて、優先的な取扱ひをすべきものと私も考へておりますが、そういう点について、政務次官の御意見を伺つておきます。

○小野(哲)政府委員 ただいま岡さんから、社会政策的な重要な施設を行います場合に、地方起債の關係についての御質問があつたのであります。が、内容に入ります前に、大体地方起債の状況がどんなふうになるであろうかという、二十五年度の見込みを御参

考までに申し上げておきたいと思つてあります。二十五年度における地方債発行の総額につきましては、目下關係方面とせつかく折衝をいたしておるのであります。ただいまのところ、おおむね総額三百七十億程度に抑えられる見通しが強いのであります。これに對しまして、地方自治庁において事務的に種々調査いたしましたところによりますと、全国各地方公共団体の地方債の発行の要額は、総額千百十三億四千万に達しておるような状態でございまして、従いまして、三百七十億の円のうち、地方の要額を満たして行かなければならない。言いかえれば、地方の要額の約三三％ぐらゐしか満たし得ないというふうな状況にあるわけでありまして、従いまして、来年度における地方債発行の許可に當りましては、極力重点的に考へまして、わが国の経済復興に直接關係のあるような事業を優先的に取上げて行きたい、こういう考へを持つておるような次第でございまして、ただいま御質問がございまして、たとえば公益質屋事業等が、生活保護はもちろん、社会政策的の点につきまして、きわめて重要な施設であることは、あらためて私から申し上げるまでもないのでございまして、政府はいたしまして、極力この種施設につきましては助長いたして参りたい。またこれに向つて努力をいたしておられますことは、先ほど社会局長から御答弁がございました通りでござい

ますが、起債の対象となる事業の種類等が、直接的な経済効果が割合に少く、また収益を全然度外視しておるというふうなものにつきましては、不適当なものが少くないわけではござい

て、地方財政法におきましてもこれらの点を考へせまして、原則としてこのような、ただいま申し上げましたような事業については起債を認めない。こういうことになつておるような次第でございまして、もちろん社会政策的な、あるいはまた生活保護というふうな重要な見地からいたします施設につきましては、もちろん当該地方公共団体の財政力を勘案いたしまして、真にやむを得ないというものにつきましては、許可の證議の対象とするというふうな場合も考へ得るのでござい

ますが、何分地方起債の対象となる事業が、御承知のように災害復興事業であるとか、あるいは当該地方公共団体の公益事業の遂行に必要な施設の資金であるとか、そういうふうなものに比較いたしまして、あるいは順位の上で低いというふうな感じがいたされるのではなからうか、かように思うのであります。が、如上申し上げましたような基本的な考へ方を持つ、当該地方公共団体の財政力と見合せまして、生活保護その他社会事業の面におきましても、できるだけの、真にやむを得ないというもののにつきましては證議をいたして参りたい。こういう考へ方を持つておりますことを御了承願ひたいと存する次第でござい

○岡(農)委員 御趣旨はよくわかりませんが、先ほど来、る質疑応答の中にも繰返されておりますように、問題はやはり生活を保障すること、これが再生産の一番の前提であることは、これはもう申し上げるまでもないと思つたのであります。社会政策という従来の観点から防貧、救貧的な政策ではなく、あくまでも緊急な生活の困難に對

しては、一時何らかの形において生活の保障の資金を供給するには、現在のところは公益質屋しかない。この公益質屋が円満にかつ十分に運営されることにおいて、緊急なる生活困窮が切抜けられて、そして明日の再生産に大きく一步を踏み出すことができるという観点から考へますと、決していわず消極的な社会政策ではなく、むしろ具体的にもつと内容を伴つた復興計画ないし経済復興への大きな前進である。そして私どもは考へておるのであります。そういう考へ方から、どうか地方自治庁等におかれまして、地方起債の許可の場合には、公益質屋が消極的な社会政策であるというふうな考へではなく、進んで経済復興の大前提である国民の再生産を確保するという大きな観点から、特別に優先的なおとりはかりを、この機会に切にお願いをいたしておきます。

それから失業保険局長にお尋ねをいたしますが、先ほど申し上げましたように、失業問題が生活保護法の将来の運営と非常に密接な關係があらうと思ひますので、あわせてこの機会にお尋ねをいたしますが、失業保険の給付の月々の額ないしその人員等についての、過去一箇年前後の數的な経過を一応お尋ねをいたします。

○亀井(義)委員 失業保険關係におきまして給付の人員、並びにそれに要しました保険金の額について申し上げますと、昨年の一月から十二月までの実績を申し上げますと、昨年一月が三万五千人、二月が四万九千人、三月が五万五千人、四月が五万九千人、五月が八万五千人、六月が十一万九千人、七月が十五万七千人、八月が二十万八千人、九月

場合につきましては、これを抑制する

○荻田委員　これはく

○木村(患)政府委員　ほかは何ら方法がないというときにおきましては、それは支給しなければならぬということになるだろうと思つております。

○中川委員、先ほど来から菊田委員の質問を承つておりますと、この生活保護法というものは、困つておる者は国が一から十まで全部保護をする義務があるというふうな御解釈のもとに質問を続けられておるようでありますが、

は、日本国憲法第二十五條に規定するべき理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に應じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」ということをうたつてある。つまり困窮の程度に應じて保護を與えるというのでありまして、先ほど来問題になつておりますところの憲法二十七條のいわゆる「すべて国民は、勤勞の權利を有し、養務を負ふ。」とか、ないしは十二條の

るいは生活費は幾らくではたして東京の現状でできるか、こういう御質問でございます。なるほど今日三十円や五十円でできないことはわかつておる。また家賃にいたしましたも、先ほ

ど荻田委員の御指摘のように、六疊が七十円や八十円で借りられないというところは、常識のある者ならだれでもわかつておる。しかしながらそれはあくまでも困窮の程度に依じて、その保護を加えるのであつて、それが全面的にその保護をするというのでは、先般もどなたか御意見がありましたように、いわゆる惰民を養成することになるののです。ですから、これを荻田委員においては十分御理解になつて、あまりわけのわからぬ——といつては失礼ですが、私にはそういうふうに見えるのでありますが、そういうことに長時間を費さないように、委員長において御注意願ひたいと思います。

○木村(忠)政府委員 教育扶助の程度につきましては、文部省におきまして必要といたします最小限度の学用品その他の費用を基礎にいたしまして、これを算出しております。

○**菊田委員** それはいつごろの資料で
すか。私の手元には持っておりません。東京
都の昨年度の六月現在の都の教員組合
の調査による資料を見しても、ある
いは六大都市の同じく昨年度の六月に
調べられました教員組合の調査による
資料を二つ、小中学校の教員

も中学校の費用も、これに書いてある
ます費用より非常に上まわっているわ
けです。たえて申し上げますならば
東京都の場合は、小学校では大休一箇
月二百六十円ないし三百六十円——こ
れには小づかいまで入っておりますか
ら、この小づかいの点を抜きまして、P
TAの会費と学用品、この二つだけに
いたしまして一箇月のうちに百円ない
し百五十円——夏休み期間

いし三百五十円というものが、東京府の場合とられているということが、教員組合の調査に出ているわけです。そうしますと、これは小学校で年間を通じてまして七百五十円から、上は千八百五十円というのに比べて非常な開きがあると思いますが、あなたの方でお調べになりました教育費の算定の基準になつておりますところの、何年何月においてPTAの会費とか、あるいは学用品などがどれだけいるというような算定の基準をお示し願いたいと思います。

○木村(忠)政府委員 この経費の中に

○**近田委員** 今学校にはPTAの会費のない学校というものはないわけです。子供たちはPTAの会費を持っています。お給食費はこれとは別になっております。

て休むという実情がたくさんあります。ですからこれが小学校なり中学校なりの教育費の中から除かれていくということはおかしいと思います。

○木村(忠)政府委員　これはお説まこと、こどもつともでございまして、子供

の立場からいたしますれば、やはりそこまで考えてやらなければならぬもののだらうと思いますが、そういたしますと、学校に対します各種の寄付等につきましても考慮しなければならぬという事になつて参ります。すべて他の児童と同じようなところまでこれを高く上げるといふことは、きわめて困難であります。PTA等につきま

あります。従つてこれらの点につきましては、最低生活の確保という点からいたしまして、そこまでやることはできないという現状にあることを御了承願いたいと思います。

○畑田委員　学校の給食費は入つていないのですか。

○木村(忠)政府委員　学校の給食費は、資料にごさいますように、全然別個に計算いたしてあります。

○畑田委員　大体ただいまの教育費の問題も私としてはまだ意見があるの

が、岡さんの方から労働省関係の御質問があるというので、私は岡さんの質問が済みましたあと、この質問を続けますしていただければ、一応私の質問を了了いたします。

○青柳委員長代理 ただいま労働者から
打撃を受けている。このことはいま
から見えたのは給與課の課長代理の方
方でありまして、岡さんの御要求
の失業対策課長はまだ見えないので
あります。どうされますか。菊田さん
の質問を續けていただきますうちに、

失策対策課長は来ると思っています。
○岡(眞)委員 実は社会保険制度審議会長の内さんにお願ひしてあつたのが、御都合が悪くていらつしやいせんので、実はそのことと関連して生じたのですが、社会保険制度審議会の内さんは御出張であり、事務局長の鳥さんもお見えにならぬのであります。実は総合的な質問の一環としてこ

の機会にお伺いしたいと思ひますので、相なるべくは社会保障制度審議の權威の一人でおられる青柳さんに、ひとつ委員長代理をどなたかにお譲りいただいて、審議会の立場から御返を願つても私はいいと思ひます。

○青柳委員長代理 御発言であります。私は社会保障制度審議会を代表しておる者ではないのであります。私のお答えが有権的でございます。点お答えは、それはお許しを願ひたいと存じますが、社会保障制度審議会事務局長

見えると思ひますし、失業対策課長も来ることになつておりますから、それまで岡さんの質問は留保していただきまして、やはり荏田さんの御質問を継続していただくことにいたしましたようか。

○畑田委員 次にはこれはこの前に委員会
会で示されました生活保護法の法案、
この決定した前の法案なんですが、そ
こには十章の費用の冒頭に持つて行つ
て「国、都道府県及び市町村は、この法
律の施行に要する必要にして十分な費
用を予算に計上しなければならない。」
こういうおごそかな一項が書いてあつ
たわけです。これに對しまして社会局
長は私の質問に答えられました、もし
この法律の実行のために予定の予算で
足らなければ、こういう法規の建前上、

欠陥が生じて、どうしても改善しなければならなくなつたから、予算も十分とつて、改正を実際に行うというつもりでこの計画をされたのであります。が、だんだんやつておるうちに予算の点があふなくなつて、とうていここにうたつてあるだけのことが實際上できないというこゝになつたので、この重要な予算措置の條項をこつそりはずされたのかどうか。そうでなければ、こういうものは書かなくても、当然法律はそれに十分な予算をとるのだから、もちろんそういうことを書くことは屋上屋なるから、そういう意味だけけれども書かない、こういうのでお書きにならないか。この二つのどちらにしろかということをはひとつお聞きしたいと思います。

○木村忠政府委員　御質問の後段の方に答へは相ならうかと思つておりま
す。これはもちろん書かなくとも、法
律上当然負担しなければならぬので
は予算に計上しなければならぬので
あります。予算がなくなりましたな
らば、また追加等をいたさなければ
ならぬことに相なるわけであります。
従いまして屋上屋を架するような
規定であるところから、法文の体裁
上これを除去したということござい
ますから、ひとつ御了承願いたい
と思ひます。

○**田委員**　そういたしますと、このことは国がその責任を負っているだけでなくて、都道府県も当然責任があるわけで、これがなければこの法案が完全に行われないわけなんです、そういたしますと、私どもが接触いたしました地方自治団体の生活保護をやっている当局者は、こういうことをやられて

も、地方の予算がないからとうていやれない。ほんとうに国がやるつもりなれば、特に二十五年度のごの困難な地方予算では、こうした広汎なものを義務として押しつけられても困るのだということは、いづれも言っている場合なうんですが、これはしかしそういう法律がある以上は、必然的に地方公共団体、都道府県、市町村におきましても、そういう予算的措施をしなければならぬ。かように考えるのであります。が、その点いかがですか。

○木村忠(政府委員) お説の通りでありますして、地方公共団体も必ずこの予算は計上しなければなりません。年度中において足りなくなりました場合には、また必ず追加するということがなっております。

○**田田委員**　そうすると、地方の社会課長あたりは今から悲鳴をあげているわけですが、この人たちがもし地方予算ができないというので当然しなければならぬ保護をしないと、これを制限するとかいうようなことがあつた場合には、この人たちはどういう処罰というのか、法律に対して責任をとられるか、その点をひとつお伺いしたい。

○木村(忠)政府委員 この点につきましては、政府の施策を適當にやらないという場合におきましては、地方公共団体の長に対して、地方自治法によりますところの処置ができるように相なつておられます。

○荻田委員 私は寡聞にしてよく知らないのですが、どういふ処置ですか。

ひとつ教えていただきたい。
○木村(忠)政府委員 はなはだしくひどい者に対しましては、罷免の要求が

○**荊田委員** だれから罷免の要求ができるようになっておりますか。

○木村(忠)政府委員　そういうことは、ここに主務大臣がおられますが、

厚生大臣からやることになっておりま
す。

○**菊田委員**　ぞうしますと、もしも地方の方で予算がないためにそういうところとが実際上できないという実例が出た場合には、厚生大臣に申し上げれば、大臣の方でその責任者は処罰なさる、こういうわけなんですか。

○木村(患)政府委員 情状によりまして必要な処分をとるということになつております。

○**荻田委員** これは地方のそういう善
良な官吏を首にするようなことは、決
して共産党の趣旨ではないのでありま
して、そうでなくてほんとうはできな
いことはわかっているのだから、これ

は全額国庫負担にしてもらいたいといふ地方の実情を聞いて、そうすべきだと思ふのです。これは社会保障制度審議会の要求にもこの要求があり、かつもしもそれが不可能な場合には、〇・五ずつの負担を軽減してもらいたいといふことがあるはずですが、これに對してそういう審議会の勧告、要望はそちらの方でどういふふうに扱われたか伺いたい。

○本村(忠)政府委員 この点につきま
しては、先日この前の会議のときにお
答え申し上げたのでありますが、地方
と国との財源の関係から、シャウプ勸
告によりまして、二十五年度におきま
しては相当かわることになっておりま
す。従来中央の財源であつたものが地
方に下りまして、地方の財源が豊富に

なつて中央の財源が貧弱になつております。従いまして實際におきまして中央の方の負担を増すという理由につきましてはきわめて乏しい。従来と同様な比率を持つておるといことが、中央としては非常な大きな負担になる。従いまして今後どういふうにするかということとは、この地方財政と中央との財源の配分につきまして、今後の実施状況をよく見きわめた上でなければ、何とも結論がつかないといふところでもつて、この一年間見送るといふのが、今度の改正におきましてかえな

かつた趣旨であります。

○荊田委員　それでは少しこまかいことになりますけれども、第一條に「子の自立を長助することを目的とする」というふうに書いてありますが、生活保護法の施行の過程において、自立を助長するためにどういう処置が考えられましたか。

○木村(忠)政府委員 この運用につきましては、自立助長という精神を常に持つてやらなければならぬというふうりに考えておりますし、なおその手段といたしましては、生業扶助の方法によりまして、自立の助長ということができるようにいたしております。ただ生業扶助のみをもつて自立の助長をするのでなしに、この法を運用するにおきましては、十分その点を考慮してやらなければならぬという趣旨であります。

○菊田委員 生業扶助の予算の点につきましても、これは昨年度と比べて著しく多くなっている点は認められますけれども、それはやはり先ほどの御説明の通り、もしも事実上生業扶助をやつた場合は自立できる可能性のものが、

どん／＼ある場合には、要求に応じ
て、これに足らなければ追加予算でも
とつて、その面も実情に即して行われ
る。かように解釈してよろしゅうござ
いますようか。

○木村(忠)政府委員 生業扶助につ
きましては、従来の成績を見ますと、そ
れに適當なやり方がきわめて少うござ
いまして、生業扶助によりまして自立
が助長できたという事例はそうたくさ
んはないように見受けられるのであり
ます。従いまして生業扶助のやり方に
つきまして、今後十分その方法等につ
いて考究いたしまして、これが効果の
あるようにいたしたいと存じておりま
す。従つてそういうふうになりまし
たあかつきにおきましては、生業扶助が
あるいは足りなくなるといふことにな
るのじやなからうかと考へておりま
す。その場合におきまして、やはり必
要に応じまして現在の予算の範囲内
で、まかなえないといふことになりま
すれば、当然追加しなければならぬとい
う事態が出て来るのじやなからうかと思
つております。

○市田委員 ただいま局長の言われま
した生業扶助が有効に行われなかつた
といふことの一つの大きな原因は、三
千円という扶助の金額にあるのじやな
いかと私は考へるのです。つまり三千
円では、どういふ自立の基礎を立てる
にいたしても、あまりに少な過ぎ
る。ほんとうにこの精神で自立扶助を
やらせようといふのであれば、もう少し
この点が改正されなければならぬ
のじやないか。かように考へるのであ
りますが、その点はいかがでし
ようか。

○木村(忠)政府委員 生業扶助につ

ましては、その限度が初めからずつと
ほとんど上つていないのでございま
す。と申しますのは、最初ほかの金額
との割合において非常に高かつた時代
におきまして、あまり成績が上つてお
りなかつた。その後小さなことであり
ますけれども、これによつて遂次その
成績を上げるように努力いたして参つ
ております。実際の指導面におきまし
て、足りない場合におきましては、厚
生大臣が承認いたしまして、これ以上
の額が出せることになつております。

従いまして実際の具体的なよい実例を
地方に考究させるようにいたしまし
て、よいものがありましてならば、そ
の例によりましてそれを各方面に広げ
るということにいたしまして、実効の
上るよう努力して参りたい。私ども
は特にこの点につきましては心配いたし
まして、考究しております。

○市田委員 總体的に扶助額を上げら
れるといふことの方が、私どもは徹底
しておると思ふのでありますが、しか
しこの一つ／＼の場合によつては、こ
れは申請によつてその額も必ずしもこ
れに止まらない、引上げるというので
ありますが、そういう場合に、最高
額といふふうなものの制限があるの
じやないか。それとも必要なだけの
ものは、そういう実情に応じて出して
いただけるというふうになつておりま
すか。どうですか。

○木村(忠)政府委員 最高額は別に何
ら制限はございませんが、実際の取扱
いいたしましては、そうむやみに大
きいものといふものは考へておりませ
ん。大体五千円程度を一応考慮いたし
ております。お尋ねのもう少し高いも
のにつきましては、他の金融の道を講

ずる方が適當であらう。こちらは貸與
ではございせん。給與であります。
貸與が主でございせんから、やはり
金額においてその程度の制限を持つと
考へております。

○市田委員 その点は、實際から言つ
て三千円や五千円出してもらつても、
實際そういう生活を送る直すための資
金としては足りないといふことで、こ
れは利用せられない。政府の方では利
用されないのをよいことにして、この
ままにしておくとしようとお含みが
あつたのかもしれないが、今度はは
つきり條文にうたわれてゐるのですか
ら、ひとつこの点も條文にあるよう
な趣旨でぜひ改正していただきたいと思
ふのですが、この点につきましては、
今日は質問をこのくらいにしてござい
ます。

それから第四條にある規定は、具体
的に言うとうどういふことになるわけ
ですか。つまりどういふものが最低限度
の生活維持のために必要とするものと
認められるか。この点をひとつお伺い
したいのです。

○木村(忠)政府委員 これはその周囲
の状況などによつて異なるのでありま
す。都市におきまるとは異なり、農村に
おきまるとは異なると思ひます。
し、またその人のいたしてあります生
業の状況等においても異なります。これ
らにつきましては、一応その者が生業
を維持して行く。あるいは生活を、最
低生活と普通周囲の状況から見れば
維持する状態に必要最低
限度のものといふことになるわけであ
ります。従いまして具体的にたとえ
ばたんすを一つ持つておるのかどうか
といふことになりますれば、これはやは

りその家庭環境によるのじやないかと
考へます。このことにつきましては、
具体的な事例ごとに指導いたしてお
るようなわけでありま。

○市田委員 しば／＼訴えられるとこ
ろは、ごく粗末なラジオ、あるいは時
計等があると、これはすでに収入の中
に見込まれて、保護にそれではずれる
という場合もあるわけなんです。そ
れは適當な査定とされておるわけ
じやないか。

○木村(忠)政府委員 昨年の十二月の
末に、この点につきましての取扱いを
改めたわけでありまして、従来におき
ましてはその者の持つておる財産につ
きましては、ほとんどその日の飲食に
必要な、あるいは被服としては現在着
ておるという程度の者、その程度にあ
る者は一応皆出せるということにいた
しておつたのでございしますが、昨年の
暮にその取扱いを改めまして、そこ
のところを非常に緩和いたしておるわ
けであります。従いまして今後におき
ましては、その程度の者につきまして
は、そういう問題はおそらく起らない
のじやないか。もちろんラジオ等につ
きましては、聴取料の問題等もござい
ます。し、いろいろな点もございま
す。ので、指導等によりまして、そのラ
ジオを必要としないような家庭がござ
いましたならば、それは適當な処置を
とることもあらうかと思ひますが、そ
のラジオを必要と認められる家庭の方
があるいは多いのじやないか。その場
合におきましては一応例示いたしま
しては、ラジオの聴取料といふような場
合には例示しないのであります。

○市田委員 今度の新しい改正ではど
うなつてゐるかわからないのですが、

第十次改訂までは、娯楽費として映
画を一遍見る費用もなかつたわけで、
そういう意味から言へば、文化的な生
活といふものが最低である以上は、ラ
ジオの浪花節を聞くくらいは許されて
よいのじやないかと私は思ひますが、
今度そういう改訂がどの程度實際に行
われるようになったかといふことも知
りたいと思ひますので、昨年度末に地
方にお出しになりました通達を、この
次の委員会のときまでに、その写しを
出していただきたいと思います。

○木村(忠)政府委員 ただいまの件に
つきましては、参考資料として差上げ
てあります「生活保護の基本問題」の
中に詳細に書いてあります。これによ
りましてわれ／＼も指導いたしており
ます。さう御承知願ひます。

○市田委員 それは十二月のあれも書
いてございします。

○木村(忠)政府委員 十二月にこれを
皆に渡しまして、指導いたしてござい
ます。

○市田委員 四條に「民法に定める扶
養義務者の扶養及び他の法律に定める
扶助は、すべてこの法律による保護に
優先して行われるものとする。」とあり
ますが、私實際には民法もよくわから
ないのですけれども、具体的にどうい
うことを言つておるのですか。

○木村(忠)政府委員 民法に定めてお
ります扶養義務者と申しますのは、
は、夫婦、親子、直系血族、兄弟姉
妹、三親等内の親族で、家庭裁判所が
扶養の義務を課した場合の親族、こ
ういふものでございします。

○市田委員 そうしますと、三親等と
申しますと伯父、伯母、めい、おいまで
あるわけですね。この改正の條項は、

今度新しくできたものでしょうか。前からそういうものがあつたわけですか。

○木村(忠)政府委員 この点は、以前から同様でございます。われ／＼としてまして、考え方を以前と若干かえましてのは、扶養義務者の扶養の程度につきまして、親子の場合、親子夫婦の場合、その他の場合とわけて相当差を設ける必要があると考えまして、そういうふうにしたわけであります。

○荊田委員　伯父がある、伯母がある、あるいはめいがある、おいがあるというので、生活保護にかからないというふうな場合、それもあり顔を見ただこともない人たちもいるわけですが、そういう場合にはどういうふうに取り扱われるわけでしょうか。

○木村(忠)政府委員　三親等内の親族になりますと、現在では、家庭裁判所が扶養の義務を負わした場合だけに限るわけであります。従いまして、三親等内の親族で、相当の生活をいたして

おるような者がおりまする場合におきましては、指導して家庭裁判所に手続をいたしまして、扶養の義務を課するようにしてもらわなければならぬと思ひますけれども、ようやく生活してゐるといふ程度のものであります。従ひて考へておらないわけであります。まして、ここですぐに扶養の義務がおりますものは夫婦、親子、直系血族、それから兄弟姉妹、これだけで、その他の伯父、伯母あるいはおい、めいどなりますと、特にそういう手続をふまなければ扶養の義務は課せられないわけであります。

して、一応お聞きしたいと思います。今度の法律改正によりまして、民生委員の権限が縮小されることはないか、あるいは民生委員の活動が制限されることはないかということをお聞きしたい。

○木村(患)政府委員 民生委員の活動が制限されるかどうかという点でございますが、従来補助機関といたしておりました民生委員が、協力機関になりました関係上、手続そのものは民生委員がするのではないということに相なります。従いまして、手続その他の点につきましては、市町村並びに市町村吏員がやるのが原則でございます。もちろん現在の状況では、市町村並びに市町村吏員の手のみでは十分手続がでできないと思いますので、そういう点は

なお民生委員の御協力を求めなければならぬ部分が多々あるではないかといふふうに考えております。しかし建前といひましては、手續等はあくまでも市町村並びに市町村吏員がやることにいたしたいといふふうに考えておりますが、これは相當の経過期間が必要ではなからうかと考えております。しかし實際は民生委員が保護の必要のある者を発見し、それに基きまして、手續を要すると思うものは従来通りやつていただきたい。また各種の生活相談等につきましても、やはり従来通りやつていただきたいと考えております。

○荻田委員 従来は市町村長が責任を保持しておつたわけですが、實質上は民生委員の協議会が保護の適否を審査して可否を與えておつたわけです。ところが今度の改正では、そういう審査権あるいは認可権はなくなるのではなからうかと思ひますが、その点いかがですか。

か

○木村(忠)政府委員 従来も審査の權利、認否の權利があつたわけではないので、實質上は民生委員の集合体できめてもらうのが適當であると思つてきめてもらつていたわけであります。しかしこれを決定するのは、法律上はやはり市町村長の権限であつたわけでありまして、その点は従来とがわりはなないわけであります。われ／＼といたしましては、市町村の有給職員をできるだけ充実にしまして、そういう仕事は逐次市町村の方に移して参りたいと考へてゐるのであります。しかしこれに對しまする民生委員からの有力なる御意見等につきましては、十分に考慮しなければならぬというふうに考へてゐるわけであります。

○菊田委員 これは社会局長もお認めになつてゐるように、権利がどこにあるかということは別といたしまして、實際上は民生委員協議会が最後の決定をしておつたわけですが、今度はただ意見を聴取するだけであつて、それを實際にきめるということではなくなつており、この法律が施行される前にすでにそういう実例があるのです。それは杉並の民生委員より、一月二十四日の通牒で、この法律が公布されてからに、法律改正の趣旨にのつとめて、民生委員の調査権とかあるいは指導権と云ふようなものをなくしたようなことが、実際にには行われていると訴えたいのは、一月二十四日の次官通牒でそれらいろいろが出されたかどうか。また法律の改正に先だつてそういうものを出すことが適法かどうかということ。そ

れから法律が実行されないうちから、
 そういうふうに民生委員が協議して決
 定することがなくなっているのだから
 ら、この法律が出れば、ますます「民生
 委員は助言者にすぎなくなつて、決定
 はすべてそういうた官吏で行われるこ
 とになり、しかもその官吏が、本年度
 の予定では五十世帯に一人というので
 すから、実情はなか／＼反映できない
 ことになると思いますので、この三つ
 の点についてお答え願いたいと思いま
 す。

○木村(忠)政府委員　一月二十四日というのは、おそらく十一月二十四日ではないかと思ひます。これはこの法律の改正とは何ら關係がないわけであります。公の責任はやはり國、公共団体の機關が持つように改正することが望ましいので、一応市町村の責任を確認するといふ立場をとることを方針として改めることにして通牒を出したのであります。この法律の改正とは何ら關係がないのであります。この法律がなくても、従来の生活保護法におきましてはそれでさしつかえない。それで法の精神に合わないことはない。ただ、實際問題といたしまして、今御指摘になりましたように、近隣に住んでゐることは当然でございます、その意見は十分尊重しなければならぬと思ひますが、前々からも申しておりますように、生活保護法につきましては、大体生活費の基準と言ひますか、各所で生活費というものが、一応の基準でもつて、世帯の構成とかその他の状況によりまして出て来るわけでございます。これに對しまして収入がどれくらいあるかといふことによりまして、

その世帯に對しますところの必要な扶助費というものが出て来るわけでございます。従いましてこれらの点の決定につきましては、ただその事実の審査が妥当であるかどうかという点が問題になるわけであります。この点につきましては従いまして民生委員さんとも十分連絡をとりまして、それらの御意見も聞きまして上で、市町村吏員が調査の書類をつくつて決定するといふことになるわけでありまして、法律上違法とかどうとかという点にはならないし、その事務手続を民生委員さんにやつていただくというは、きわめて煩瑣で、時間もかかるというのとから、そういうふうにいたしたものであります。民生委員さんの御意見を全然無視するのではなくして、きめました後におきましては、もう一度民生委員さんに相談するということにしております。これは民生委員協議会が開かれますのが、月に必ず一回は開かれますけれども、二回、三回と開く場合が必ずしもないわけではないのでございます。従つて決定が急を要するといふような場合におきましては、やはり協議会にかけなければ決定できないといふよりは、急いで議定を決定して、そうしてあとからかけるということもつけようじやないかということが考えられたので、そういうふうにいたしました次第でございます。

○市田委員　そうするとあとから民生委員にかけた場合、民生委員の方から考へて、その決定はどうも不当だといふようなことがあつた場合には、これは正式に取上げさせるような権限と申しますか、そういうふうなものがあるわけですか、どうですか。

○木村(忠)政府委員 これにつきましても、民生委員さんのお考えが正しい場合には、当然これに従わなければならぬと思います。結局事実上その家庭でもつてどれだけの扶助費を出さなければならぬかという事実の認定の問題でございますから、これにつきましても民生委員さんが正しい判断をしていらっしゃる場合は、これにさからうということはできないと思います。もしこれにさからうて市町村長が押しつけた場合には、不明の申立ての規定も現在できておりません。また今度の新法律におきましても、法律をもつてその不服の申立てができるようにいたしてあります。これらの手続につきましても、民生委員としては要保護者を指導することもできるわけでございます。

○市田委員 民生委員の方が実際に自分の近所における困窮者の実情がよくわかつておつて、その査定をしたりするのには適当だということ、局長も今認められておるのですが、それがなぜそういうことは不適当である。これは当然三十世帯に一人ということになれば、なか／＼行き届かないが、ただそれが公の扶助なんだから公の官吏がやるのだということだけでは、この問題は私はどうも納得できかねるのです。が、今までどういふ弊害があるからというふうになつたか。御意見があればお聞きしたいと思います。

○木村(忠)政府委員 民生委員さんの従来やりましたことについて大きな弊害があるからこれを改めろという趣旨ではないのであります。第八次の改訂から、扶助額の算定につきまして、各取扱者の勘でもつて扶助額を決定

するという方法をとらないで、実際に各資料を集めまして、その資料を収集した結果によりまして、客観的に妥当であると認められるところの扶助費を決定するという方法をとることにいたしましたのであります。これでありまして、非常に事務的な手続が煩瑣になつて来まして、その煩瑣なる手続を経ることによりまして、あとから見ても、この決定が適当であるかどうかというところを審査することができるようになつております。そういうふうになつておりました。その扶助の適正を期することにした関係上、従来の民生委員さんにもその仕事を負わせるということが、民生委員さんの本質からきわめて困難である。と申しますのは、非常に煩瑣なる事務的な手続をとるのでありますから、民生委員の方々にそこまで望みますということは適当でないというふうな考えまして、それらの仕事は官吏に扱わせるという本来の原則に返すようにしなければならぬということにかえたわけでありまして、その考えに従ひまして準備のできましたところから、逐次その方向にかへようというのが、昨年の十一月の二十四日の通牒でございます。これは逐次その方向にかへて行くように努力したいと思つております。これによりまして、民生委員さんは不適当であるからこの仕事から排除するという意味ではないのであります。民生委員さんは民生委員の本来的職務を通じて、この仕事に御協力願うこととして、この法案によりまして協力機関としての規定を設けた理由でございます。

○市田委員 民生委員の制度が非常に完璧に行われておるといふことは言えないと思ひますけれども、しかし少くとも新しく改正になるような非常に官僚的な、今度の保護法の精神は国民が権利として行えるというふうにかわつたにかかわらず、これをやる側の方には、かえつて官吏の仕事としてやるというふうな改正になる点が、私は納得行かないので、むしろそういう煩瑣な仕事をされる民生委員の方に対しては、政府の方で民生委員に対する処置を改善いたしまして、たとえばこれを名譽職にしないで、公選として適当なこれに対する報酬を出すというふうな制度にした方が、もつと実情に即した法律の施行が行われるんじゃないか、かように考えるのでございまして、けれども、その点いかがでしようか。

○木村(忠)政府委員 民生委員さんには、やはり民間側の人であるのが建前でありまして、この人が役所の手先になつておるのは、むしろ適当でないといわれかねるものであります。民生委員の本質としては、あくまでも民間側に立つて、いろいろの物事を判断するといふのが、われ／＼といたしまして、外からの批判を受けるという意味から、最も適当でないかというふうな考へておるのでございまして、ただいま御指摘になりました官僚化するといふ点につきましても、特に市町村長または社会福祉主事という規定を設けました。社会福祉主事という制度を新たに考へましたのも、單なる普通の役人という型でないようにしたい。これにつきましても、やはり一定の知識技能を持たせるとか、あるいは一定の知識技能を努力いたしまして、これにつきましても十分人は従来のいわゆる官吏型でないように

ないと思ひますけれども、しかし少くとも新しく改正になるような非常に官僚的な、今度の保護法の精神は国民が権利として行えるというふうにかわつたにかかわらず、これをやる側の方には、かえつて官吏の仕事としてやるというふうな改正になる点が、私は納得行かないので、むしろそういう煩瑣な仕事をされる民生委員の方に対しては、政府の方で民生委員に対する処置を改善いたしまして、たとえばこれを名譽職にしないで、公選として適当なこれに対する報酬を出すというふうな制度にした方が、もつと実情に即した法律の施行が行われるんじゃないか、かように考えるのでございまして、けれども、その点いかがでしようか。

○市田委員 そういふ人がすぐ四月一日からできるわけですか。

○木村(忠)政府委員 これにつきましても、先ほど申し上げております通り、昨年十二月一日からこの点につきましても逐次転換しつつあります。従いまして四月一日から完全に全国切かえができるかとおつしやられますと、やはりこれにつきましても市町村長、社会福祉主事の置かれておりますところにつきましても、社会福祉主事というもののから努力を求めなければならぬという場面が非常に多くなる。従いましてこの切かえは順々にやつて行くといふふうに御了承願ひたいのであります。

○市田委員 そうしますと今度の改正では、民生委員は従来よりも活動範囲を狭められるということは少くともない。かように解釈してよろしゅうございしますか。

○木村(忠)政府委員 民生委員ができました本来の働きをする点につきましても、何らの制限を加える意思は持つておりません。ただ生活保護法という公の扶助につきましても各種の決定、その他の事務の取扱ひをするという点につきましても、これは逐次公の機関の方に移して行くことになるかと考へております。

て、報酬と申しますか、おもに交通費だと思ひますが、五百円というのかわつてないわけですか。御承知のよう、昨年から今年にかけましては、交通費は非常に値上りをしておるので、そういう点から実質上から言へば、去年ほど動けないような状態になつてはいるわけですが、この点は少し不合理ではないでしようか。やはり同じようにおせわしやらうのだから、少なくとも交通費の値上りだけは見込んだ手当を出さないといふことはおかしいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 われ／＼といひましては手当はできるだけ増額いたしたいと考へておるのでございまして、二、三年の建前といひますと、各種の事務手続上のめんどうはなくなつたといふことがありますが、その点を増額することができないのは非常に残念でございます。一部の地域につきましても、むしろ若干減額するといふことになつております。これは結局事務の手続というものが、それだけにくつて済むようになっておるからでございます。実際に調査その他に飛びまわるといふことは、むしろ有給職員を使つて十分にやらせるようにしたい。有給職員を特に置きましたところについては、こういう事務の経費を若干減すといふふうな相なるのであります。

○市田委員 それでは、私の質問を中止してあとに延ばすに際しまして、最後に一つだけこれは大臣にお伺ひしたい。それはただいままで社会局長からお答え願ひました点、特に予算上の措置なんです、これは直接には社会局長から御答弁いただいたのですけれども、この点は厚生大臣が今の社会局長

の御答弁については御認定になりまして、大臣の責任においてこれは御承認になった、かように解釈してよろしゅうございますか。

○林国務大臣 もとより局長の答弁によりまして責任を持ちます。

○青柳委員長代理 岡委員。

○岡(夏)委員 この前の第五国会のときに大臣に要求しておいたのですが、実は人口調整の問題なんです。数日前の新聞を見ますと、昭和二十四年度に百七十七万人から増加しておるようでありまして、貧乏人の子たくさんと申しましようか、何と申しましても生活窮乏の大きな原因は、やはり放任された人口の増加にあると思うのです。実際言わばこの生活保護法も、社会保障制度も重要な一環と考えます

が、社会保障制度が最もすぐれた国と買われているイギリス、これは社会主義的な政党が政権をとつておるから別といたしましても、次にはニュージランド、これは一平方キロメートルにわづが六人しか住んでいない。あるいはその次に相当差違しているスエーデンが一平方マイルに十六人しか住んでいない。日本は一平方キロメートルに二百二十人から住んでおる。こういう人口重圧をこのままにしておいては、いかに社会保障を唱えても、一般大衆の生活窮乏化はとうてい救えないと思ふ。その点については、第五国会でもわれわれは決議案をいたしまして、人口調整について政府としても積極的な施策を講ぜられたいということを要請し、また優生保護法の改正においても、各保健所等において優生結婚相談所を設けて、その指導啓蒙に當るといふ旨がはつきりうたわれておるのであ

りますが、予算を見ますと、優生保護委員の経費と人口の調査に関する経費が計上されているだけであつて、積極的な優生保護思想の普及、あるいはその技術の指導、進んでこそしたいいろいろな器具あるいは薬剤等については、きわめて乏しいというようになつておる。きわめておろしき、このままに放置しておきますと、これは社会保障も、生活保護も、人口のこういう増加に追いつて行こうとしても、なか／＼効率的な結果が得られないのではないでしようか。どうして政府の方ではこの大きな人口の問題に対して、きわめて無関心なる態度をよそおつておられるのでしょうか。その点をひとつ大臣より承りたいと思ひます。

○林国務大臣 ただいま岡委員からのお話の人口の問題は、非常にむずかしい問題と考えます。ところで、きょうほかの方の資料を手にいたしましたので、それで見ますと、人口の増加の度合いといふものは、現在までの調査によりますと、さう憂うべき状態にないやうな方向に向いつつあるように思ひます。今数の上においてちよつと御説明申し上げたいと思ひますが、昭和二十四年の出生が二百七十二万、二十三年に比べて一万四千ぐらゐ増加しておる。ところで二十四年の人口は二十三年に比べて約二百萬増加しておつて、その出生率は、二十三年の人口の千に

ら昭和二十四年の死亡に対する出生の超過、すなわち自然増加が百七十七万、二十三年に比べますと約二万二千ふえております。しかし自然増加率で見ますと、死亡率も下りましたが、出生率も次第に下つておる。昭和二十三年の二・一八から、二十四年は二・一六、わずかながらも下つておる。その結果が実情になつております。それから戦前の死亡率は約一七でありましたが、ただいま申しました通り最近では一・一六に下つておる。歐洲文明国の最近の死亡率が一〇前後でありますから、これに次第に接近をして参つておるやうな結果になつております。さういふやうなことは公衆衛生施策の成果ではなからうかと、一応さういふふうに見ております。それから出生率は戦前の三・一に對して、昭和二十二年には三四に高まりましたが、これを絶頂としてやうやく減退の傾向になつておる。戦後出生率が高まつた原因もよくやく氷解して来たやうであります。戦後、戦後非常に高まりました婚姻率も昨年は大分下りまして、戦前に復舊するやうな傾向になつておる。それから産兒制限率も漸次普及しておると見られるのであります。昨年の死亡率は五に出産子につき六六、昭和二十三年が五に對して著しく高まつておるのであります。二十三年の死産は二・二％が人工妊娠中絶によるものであります。が、二十四年には三・九％にこれまた著しく高まつておるので、出生率が下ることとはわが國の人口の趨勢から見望ましいところでありまして、母性保護の見地から、死産率が高まつておるとは憂慮すべきことと考えまして、受胎調節の普及は望ましいというやうな

ところで、さう著しくその増加をいたしておるやうに見えないのが数字に現れております。さうかといつて、今日決して人口問題をおるそかにいたしておるわけではありせん。もちろん主食の問題とか、あるいは面積の問題などから考えまして、政府といたしましては、非常に重大な問題として取扱つてはおりますが、さてこの調節の方など――薬の問題につきましては相当昨今はできるようになりまして、若干その問題の解決がつけられるやうになつておりますが、それから以後の調節の問題は、どういふふうにして調節したらよいかといふことは、おのずから自主的に解決をつけていただくといふことの方がよいのではなからうかといふのが、私どもの考えであります。しかしただいま申し上げましたやうに多少なり減つておるとは申しますもの、狭い面積でございまして、これは今後大いに考究しなければならぬと考へておるわけでありまして。

○岡(夏)委員 ただいまの大臣の御所見はまことにけつこうでございまして、しかしさうも大臣は、この問題を少し楽観し過ぎておられるやうな気がしてならないのです。大体日本の人口問題は、國際的な關心を浴びておりまして、現にマッカーサー元帥が委託されたこの問題の權威であるワイルン・トムソン博士は、日本の人口は五千万人が大體合理的な生活水準を維持できる限度であるといふやうに言つておる。人によつてはむしろそれ以下で、四千万人から五千万人の間でなければならぬといふことを言つておる者もおるやうであります。いかに最低生活の保障といつても、限度を越えた人口を擁しておつて、しかもオランダやベルギーのごときは、人口密度は高いやうであります。全土の三分の一ぐらゐが耕地になつて食糧を供給しておりますが、日本のやうに食糧供給が六分の一しかないといふやうな條件を考へますときには、さう手放して樂觀をしておられるといふことは、私どもどうも納得できないのです。保健所に優生結婚相談所を設けて、産兒制限、特に受胎調節に重点を置いた指導なり啓蒙なりいろいろ努力をするといふことについては、法律によつて規定されているのですが、これがまつたく閉店休業の状況なんです。現にさういふ問題につきまして、非常に關心を持つた地方の衛生部長が、多少の補助等について厚生省に相談に参りますと、上層部の方ではあまり積極性がなく、貿易思想普及費の中からでも少しその経費を出さうとかいふやうな、まことにインチキききまる産兒制限なので、私ども慨然としたのであります。この問題は宗教的な観点や、そのほかいろいろなことでも多少の隘路はあると思ひますが、何と申しましても切実な問題でありまして、大臣もひとつうんとがんばつて、馬力をかけて積極的な対策を考へて、保健所等に優生結婚相談所を開設して、専門の保健婦のやうなものを全國に配置して、適正な指導をやらせる。特に今申し述べましたやうに死産がふえておるといふことは、母親の健康の上から見てもきわめて憂慮すべきでありますから、さういふ点では有効適切な、そして母体が肉体的にも消耗を受けず、かつまた文化的な時間を持ち得るやう、適当な間隔をおいて保育、教育等に責任の持てるやうに

子供を生む。こういうような産児調節の具体的な、積極的な施設を予算的にもぜひとも請じていただきたいことを、この際重ねてお願いいたしておきます。

○市田委員 このことは急を要する問題です。お聞きしたいのですが、三月八日付でもって厚生省から、東大病院では今後生活保護の患者は取扱わないという通知が民生事務所に来ている。こういう記事があるのですが、これはどういふわけなのですか。それから現在東大病院で扱っている患者さんたちはどういふふうになるのですか。

○木村(忠)政府委員 これは東大病院で扱わないということにいたしました。これは、現在の生活保護法の医療費の細では引受けないとおっしゃっているわけですが、引受けないものにむきやりに押しつけるということではできないために、われわれといたしましては、一応医療機関としての指定を取消した次第でございます。われわれといたしまして望んでそういうことをいたしておるわけではないというように了解をお願いいたします。

○市田委員 そうすると東大病院が引受けないのは、現在の生活保護の医療費では十分な治療ができない、こういう意味でありますか。

○木村(忠)政府委員 これは健康保険と同じような扱いになっておりまして、健康保険程度の治療費では、研究的に患者を見ることはできない。大学病院におきましては単なる治療でなしに、研究的にいろいろな見方をやるのであるから、現在の治療費では足りないという御意見であつたようでありまして、研究的に見るということと、普通に治療するというのと、どういふふうに違うのですか。

○市田委員 研究的に見るということと、普通に治療するというのと、どういふふうに違うのですか。

○木村(忠)政府委員 この点につきましては、私の方ではわからないので、そういう御要求がありまして、私どもの方としましてはこれ以上の案を出すわけに行きませんので、やむを得ず向うさんの申出によりまして取消したわけですが、もちろん病院当局とそれぞれの各県におきまして相談いたしました上で、これが指定になるというのと、これはあり得るのでございますが、病院大学の病院は指定から除いたわけですが、各病院でやるといふところがあるれば、やることにいたしたいと考えております。

○市田委員 今ちよつと聞き漏らしたのですが、これは東大病院だけでなく、全国の大学病院は、一様に生活保護の患者は扱わないということになつたわけですか。

○木村(忠)政府委員 生活保護法、つまり健康保険の現在の段階でやる診療は、向うから断られたというわけでございます。

○市田委員 これはやはり大学病院だけの問題でなく、現在の健康保険にしろ、医療全般の大きな問題であると思ふのです。その点については社会局長はおわかりにならないとおっしゃれば、また別個な責任者にこれをお聞きしたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 現在入つておられますものは、すぐに追いつくというわけに行かぬと思ひますので、緊急を要するものとして、措置するというところになつております。

○市田委員 なお念を押しておくのですが、現在の病人はその病気が治癒するまでは、東大病院で従来通り治療は受けられる。これははつきりしておるの、でございますか。

○木村(忠)政府委員 さようでございます。

○堀委員 ちよつと大臣にお尋ねいたしますが、この間の無差別平等という言葉の意味でございますが、これを厚生省の方では、局長あたりは始終お取立てになるの、でございますが、今委員の青柳委員が御質問になつたときに、たとえれば未亡人だとか身体障害者である場合には、無差別でなく差別がある。だからその差別を差別のないところまで持つて行つて保護をするのが当然であるから、差別のある人たちは、この第九條の「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行ふものとする。」という、この項を十分うまく百パーセントに運用することによつて、今までの欠陥を補うというふうには局長は言明されました。ここで私はひとつ大臣に未亡人問題の立場から言質をとつておきたいと思ふのでございまして、大臣も聞違ひなく、今まで未亡人だとか身体障害者を無差別平等の見地から、これを特別に保護することはできないとしきりに言われたのでありますけれども、私たちの解釈は、これはしつかり聞いて

ておいでいただきたいのですが、差別があるのではありません。それはどういふ差別があるかというならば、女というものは封建的な社会に育てられ、社会人としての力を十分持ち合せるように、社会とか国家の機関がこれを育ててくれなかつたのであります。でありますから三従の教えに従つて、親や夫や子供に従つて生きて来たのであつて、社会人としての能力のない差別を持つております。この差別のある人たちは無差別平等という言葉をノック・アウトされることは、私はまことに女性の代表として黙つて下るわけには行かないのであります。これは身体障害のある人の立場も同じであります。差別があるのではありません。でありますから、この第九條は局長が言明されましたように、大臣もこれを十分運用するため予算の裏づけというものを、これを百パーセント運用できるように、勇敢に今日の未亡人問題を片づける。また身体障害者を国家的な政策によつて救うという見地から、予算をとるといふことに誠意を持つておられるかどうか。また今後努力せられるお気持ちがあるかどうかということ、大臣に一言お聞きいたしておきたいと思ふのであります。

○林國務大臣 私ども男と女はそう區別して考へておりません。女は今度、ことに男女同權になりました上において、もう当然差別をすべきものと考えておらぬわけですね。なるほど身体障害者であるとか、未亡人の問題につきましては、私は、私も別途に自分としては考へを持つております。しかしながら今日ただいま遺憾ながら、それを実行し

得られないというところに堅持におきましてはあなたと私の堅持と同じように思ふわけですね。けれども、今日の場合においては、男女というものを區別して、御婦人というものは障害者の一部のような觀念は毛頭持つておりませんので、その点について今後未亡人などいかにすべきものであるかというより、実際の結果から考へてみますときに、相当私どもは考慮してしかるべきものだ。こういうつもりであります。

○堀委員 大臣に誤解のないように解釈しておいていただきたい。男女同權を唱へて提議さんが代議士に出て来ているのに、どうして男と差別をつける考へなど持つてまいやうかと問はれても、現に男が高給をもらつて女がぞうりをはいていふやうな、社会的能力のないやうな国家的機構であつたことには間違ひのないのであります。でありますから、私の言ひますのは、男と同じ高給がはけるまでの暫定的な技術的な操作として、当然かばつてやつてもらふべき女性であるということ、私は、いづれ力説するのであります。男女同權になつたから、おいそれと一票入れられるから、同じ実力を持つていふから、男女の性を區別する必要があるというやうな大臣の御見解は、間違つていふと思ひます。やはり過渡的な今の女性の立場を私が強調しているという、これを常に頭の中に置いて、予算をとつたり法律を組んだりすることに、ひとつ女性の味方になつていただきたい

ということを特に私は大臣にお願い申し上げておきたい。何かすぐ大臣は逃げられるようでありますけれども、私たちはこの間局長から、無差別平等と言つていつもお逃げになる言葉を、第九條で押えたつもりでありますから、地方へ参りましても局長のお言葉通り未亡人だとか、身体傷害者に、国家はそういう第九條によつてあなた方を特別に補助してくれるということを私は力説いたしますから、大臣もそのつもりで予算だけはがんばつていただきました。特に重ねて申しておきます。

○青柳委員長代理 それでは本日はこの程度で散会いたします。次会は明後二十九日の午前十時から理事会、午後一時より委員会を開会いたします。

午後三時四十三分散会